

伊勢市議会議員政治倫理条例 骨子（案）

1 目的

この条例は、伊勢市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

2 議員の責務

議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く認識し、その使命の達成に努めなければならないものとします。

3 政治倫理基準

議員は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないものとします。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品の授受をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人の推薦又は紹介をしないこと。
- (4) 市から補助金等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。
- (5) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位

と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

4 審査の請求

- 1 市民又は議員は、3に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができるものとします。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとします。
- 2 議長は、前項の規定による審査の請求を受けたときには、10日以内にその書面の写しを添えて5に規定する伊勢市議会議員政治倫理審査会に審査を付託するものとします。

5 審査会の設置等

- 1 議長は、4に規定する審査の請求があつたときは、伊勢市議会議員政治倫理審査会を設置するものとします。
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができるものとします。
- 3 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織します。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができるものとします。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失います。

6 議員の協力義務等

審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に

必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならぬものとしします。

7 審査結果報告書の提出等

- 1 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとしします。
- 2 議長は、審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を4の規定により審査請求をした者に通知するとともに、その概要を公表しなければならないものとしします。

8 議会の措置

- 1 議会は、審査会の報告を尊重するものとしします。
- 2 議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとしします。

9 委任

条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとしします。